

公益財団法人長野県スキー連盟 所属団体加盟規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人長野県スキー連盟定款(以下定款という)第34条に基づき、所属団体の加盟について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（加盟条件）

本連盟に加盟しようとする団体は、本連盟の定款に定める目的に賛同し、目的の達成と事業の推進に積極的に参加協力すること。

2 本連盟に加盟しようとする団体は、市、町、村単位及び広域地区、又は企業もしくは職域内の代表として、正しく結成されたものであること。

3 本連盟に加盟しようとする団体は、本条1項の円滑な実施のため、所属団体間の協力と協調を旨とすることから、隣接する所属団体長の推薦書を2団体以上必要とする。

4 本連盟に加盟しようとする団体は、本条2項により、企業もしくは職域単位の団体であるときは、その企業もしくは職域の代表者又は責任者の承認書を必要とする。

5 本連盟に加盟しようとする団体は、一時的でないSAJ会員登録者または登録予定者30名以上であること。ただし、設立の目的、条件によって例外を認めることがある。そのときは理事会と評議員会の決議による承認を必要とする。

第3条（加盟申請）

本連盟に加盟しようとする団体は、加盟申請書ならびに下記の必要書類を提出のこと。

- 1 加盟申請書(別紙 書式1)
- 2 団体状況表(別紙 書式2)
- 3 団体の規約(定款)
- 4 役員名簿
- 5 会員(又は登録予定者)名簿
- 6 決算書類(新設の場合は予算書)
- 7 推薦書(別紙 書式1)
- 8 承認書(別紙 書式1) (必要な場合)

第4条（加盟金）

加盟が承認されたときは、速やかに加盟金50,000円を納入すること。本金員は全額法人会計に使用する。

第5条（負担金）

加盟が承認された所属団体は、定款第37条に基づき、負担金50,000円を毎年12月末日までに納入しなければならない。本金員は全額法人会計に使用する。

第6条（その他）

加盟について本規程の各条項に定めのないときは理事会において審議し、評議員会において審議経過報告の上、決議する。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会に諮りその議決による。

附 則

平成 25 年 8 月 1 日 施行

令和 2 年 10 月 26 日 改定